

国民健康保険税 非自発的離職者に対する軽減について

●対象者

適用の条件（以下のすべての要件を満たしている人に限ります。）

- (1) 置戸町の国民健康保険に加入し、離職時点で65歳未満である方
- (2) 雇用保険受給資格者証の離職理由の離職理由コードが以下のいずれかに該当する方
【該当コード】

○特定受給資格者（倒産解雇等の事業主都合により離職した者）,12,21,22,31,32

○特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した者）23,33,34

※ただし以下の受給対象者は軽減の該当となりませんのでご了承ください。

「特例受給資格者証」

季節雇用または短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者に交付されています。

「高齢受給資格者証」

65歳到達日以後に就職された方へ交付されています。

●軽減内容

非自発的離職者の方に対して、国民健康保険税を軽減します（該当者の給与所得を30/100として算定）。

●申請に必要なもの

- (1) 置戸町国民健康保険被保険者証
- (2) 雇用保険受給資格者証
- (3) 印鑑(シャチハタ以外)

※雇用保険受給資格者証を紛失・滅失された方は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にて再交付を受けてください。

●軽減期間

離職日の翌日が属する月からその月の属する年度の翌年度末まで

※この間に町外への転出や別の健康保険の加入等により、置戸町の国民健康保険の資格を喪失したときは、その資格喪失日が属する月の前月の保険税までが対象。

●申請・お問い合わせ先

町民生活課 税務係

電話：0157-52-3315